## 主 文 本件控訴は何れも之を棄却する。 理 由

本件各控訴の趣意は、横浜地方検察庁検察官検事大津広吉の被告人Aに関する控訴趣意書、弁護人桝井雅生の被告人Bに関する控訴趣意書に夫々記載の通りであるから之等を此処に引用し右につき審按する。

桝井弁護人の論旨第一点について。

,、、。 (その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 稲田馨 判事 坂間孝司 判事 三宅多大)